

市営住宅を退去される方へ

市営住宅を退去される際の、退去者負担による住宅修繕、掃除、手続き等については次のとおりとなっています。重要事項ですので、必ずお読みになったうえで手続きを行ってください。

【障子の張り替え】

○素人の張り替えは認められません。

【ふすまの張り替え】

○素人の張り替えは認められません。

【畳の表替え】

○表替えの後は養生シートで表面を覆ってください。

【アミ戸の張り替え】

○素人の張り替えは認められません。

○建設、改修時に設置してあるものに限りです。

【電球、蛍光灯、換気扇フィルターの交換、クーラー内清掃】

○建設時に設置してあるものに限りです。照明の球切れや調子の悪いものについては交換してください。

【増築物・工作物の撤去】

○増築物、倉庫、TV アンテナなど（前入居者からの譲渡品も含む。）

【清掃・その他】

・庭の草むしり、生垣の剪定（1m以下）

・釘やシールの撤去

・室内及び倉庫内の荷物の片付け

・全般的な清掃（室内、ベランダ、倉庫、住宅周辺など）

※詳細は別紙チェック表を参照

・排水トラップの清掃（台所、浴室、洗濯機、ベランダ）

・案内板、ネームプレートの取り外し

・破損しているガラスの入れ替え

・トイレの汲み取り

【入居者負担による修繕】

・カベの落書消し

・破損や傷んだ箇所の修繕（経年劣化によるものは除く。）

・排水の詰まり解消

・その他入居者の責に帰するもの

裏面へ続く→

【譲渡品】

- 住宅に持ち込んだ浴槽やボイラーなど次の入居者が使えるものについては譲渡品として住宅に残していくことを認めています。ただし、次の入居者が譲渡を拒否した場合は撤去（自己負担）をしていただきます。

【水道、電気等利用休止の手続】

- 退去検査時に水道設備、照明等の確認を行うため、水道、電気の利用休止日は退去検査希望日以降に設定し、手続きを行ってください。
なお、退去検査時に、清掃等が不十分で指摘することもありますので、休止日については検討をお願いします。

【退去検査について】

- 退去検査時には立会いをお願いします。退去検査合格日が退去日となります。

【鍵の返還】

- 入居の時に渡された住宅の鍵は、退去検査終了時に検査員へお返しく下さい。

【敷金の還付について】

- 入居される際にお預かりしました敷金は、退去後にお返ししますので、「敷金還付請求書」の提出をお願いします。
最後の月の日割家賃は、敷金から差し引いてお返しすることもできます。
なお、敷金の支払につきましては、家賃の支払い確認のため退去日から1か月程度かかりますのでご了承ください。

※ご不明な点につきましてはご連絡ください。

連絡先 水俣市役所 都市計画課 建築住宅室
TEL 61-1621 (直通)